**○社会福祉法人が提供する介護サービス利用者負担額の減額**
　減免を申し出た社会福祉法人が提供する介護サービス（訪問介護、通所介護、ショートステイ、特別養護老人ホームにおける施設サービス等）について、所得等に応じて、利用者負担・食費・居住費を軽減するものです。

申請のあった方で該当する場合は認定証を交付します。（申請のあった月の初日から適用されます。）

【対象者】
　生活保護受給者または以下の条件を全て満たす方

 (1)世帯全員が市民税非課税である

 (2)年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が一人増えるごとに５０万円を加算した額以下

　　　（非課税年金等を含む）
　(3)預貯金額が単身世帯で３５０万円、世帯員が一人増えるごとに１００万円を加算した額以下
　(4)日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない
　(5)負担能力のある親族等に扶養されていない（税の扶養含む）

　(6)介護保険料を滞納していない

　(7)特定入所者介護（介護予防）サービス費の適用を受けようとする方は、その適用要件に該当

する方（世帯を別にしている配偶者も非課税であること）

【利用者負担割合】
利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を原則とし、免除は行わない。

ただし生活保護受給者については、個室居住費の全額。

【申請に必要なもの】

・預貯金（普通・定期）…本人・配偶者・その他世帯員の通帳の写し

　（銀行名・支店名・名義・前年１年間の収入額と最終残高の分かる部分）

　　　７月利用分までの減免を希望される場合は、前々年１月１日から現在まで

　　　８月利用分以降の減免を希望される場合は、前年１月１日から現在まで

詳しくは、高齢者支援課介護保険係（TEL:０８６７－７２－３１４８）へお問い合わせください。